5. 埋立判定基準

当処分場に搬入する産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、13号廃棄物、自動車等破砕物については、次表に示す分析項目の結果を提出してください。

なお、前述以外についても必要に応じて分析結果の提出を求める場合があります。

No	分析項目	判定基準値	燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん	13号廃棄物	自動車等破砕物
1	アルキル水銀化合物	不検出	●	●	●	●	●	★
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
3	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
4	鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
5	有機リン化合物	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
6	六価クロム化合物	1.5 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
7	ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
8	シアン化合物	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
9	ＰＣＢ	0.003 mg/L以下	–	●	—	–	●	★
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
13	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
14	1,2－ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
15	1,1－ジクロロエチレン	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
16	シス－1,2－ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
17	1,1,1－トリクロロエタン	3.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
18	1,1,2－トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
19	1,3－ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
20	チウラム	0.06 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
21	シマジン	0.03 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
23	ベンゼン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
25	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	●	●	—	●	●	★
26	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	●	●	●	●	●	★
27	含水率	85%以下	—	●	—	—	●	—
28	熱しゃく減量	15%以下	●	★	—	●	★	—
29	カルシウムイオン	—	★	★	★	★	★	★
30	塩化物イオン	—	★	★	★	★	★	★

【備考】

1. 表の「●＝法令項目」、「★＝自主基準項目」です。
2. 溶出試験の検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号）」によること。
3. 熱しゃく減量の検査方法は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和 52 年 11 月 4 日環整 95 号）」によること。
4. ダイオキシン類の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 16 年 12 月 27 日環境省告示第 80 号）」によること。
5. 溶出試験等の試料採取は、濃度計量証明事業者が行うこと。費用は、申請者の負担とする。
6. 分析結果表を提出する場合は、下記の項目を明記すること。
   ①試料採取日、分析年月日　②試料採取者　③試料液の作成方法、分析方法
7. 「自動車等破砕物」には、シュレッダーダストとギロチンダストが該当します。